

看取り指針

医療法人社団貴和会

1 目的

この指針は、人生の最終段階を迎えた本人・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示すガイドラインであり、医師ばかりでなく、看護師やソーシャルワーカー、介護支援専門員等の介護従事者などの、医療・ケアチームで本人・家族等を支える体制を作ることを目的とする。

2 基本姿勢

(1) チームでの意思決定プロセスの形成

医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進める。

(2) 支援の継続性

本人の意思は変化するものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いを繰り返し行うこと。

さらに、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いを繰り返し行うこと。

(3) 代理決定者の選任

話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておけるよう支援する。

(4) 医療ケア開始・不開始・中止判断

医療ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。

(5) 医療ケア

医療ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療ケアを行う。

3 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

(1) 本人の意思の確認ができる場合

① 方針の決定

適切な情報の提供と説明を行い、そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。

② 適切な情報提供

時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行われることが必要である。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いが繰り返し行われることも必要である。

③ 記録

話し合った内容は、その都度、文書にまとめてカルテに保存しておく。

(2) 本人の意思の確認ができない場合

① 本人の意思が推定できる場合

家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。

② 本人の意思が推定できない場合

家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。

③ 家族等がない場合

家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。

④ 記録

話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記(1)及び(2)の場合において、方針の決定に際し、

- ・ 医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
 - ・ 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
 - ・ 家族の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- 等については、複数の専門家からなる話し合いの場（法人倫理委員会開催等）を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行う。

また、専門機関へのコンサルテーションも検討する。

4 意思確認書

本人の意思が確認できる場合には、人生の最終段階における医療・ケアについての事前要望書の記載をお伝えする。

→記載希望がない場合には、無理には記載させない。

5 職員研修

人生の最終段階を迎える本人及び家族等を支えるための医療・ケアに関する研修を行なう。

- ① アドバンス・ケア・プランニングについて
- ② 本人の意思決定支援について
- ③ 家族支援について
- ④ 医療・ケアチーム体制の充実について
- ⑤ 死生観・倫理について 等

2018年3月26日 作成

2022年4月1日 改定

2023年11月1日 改定